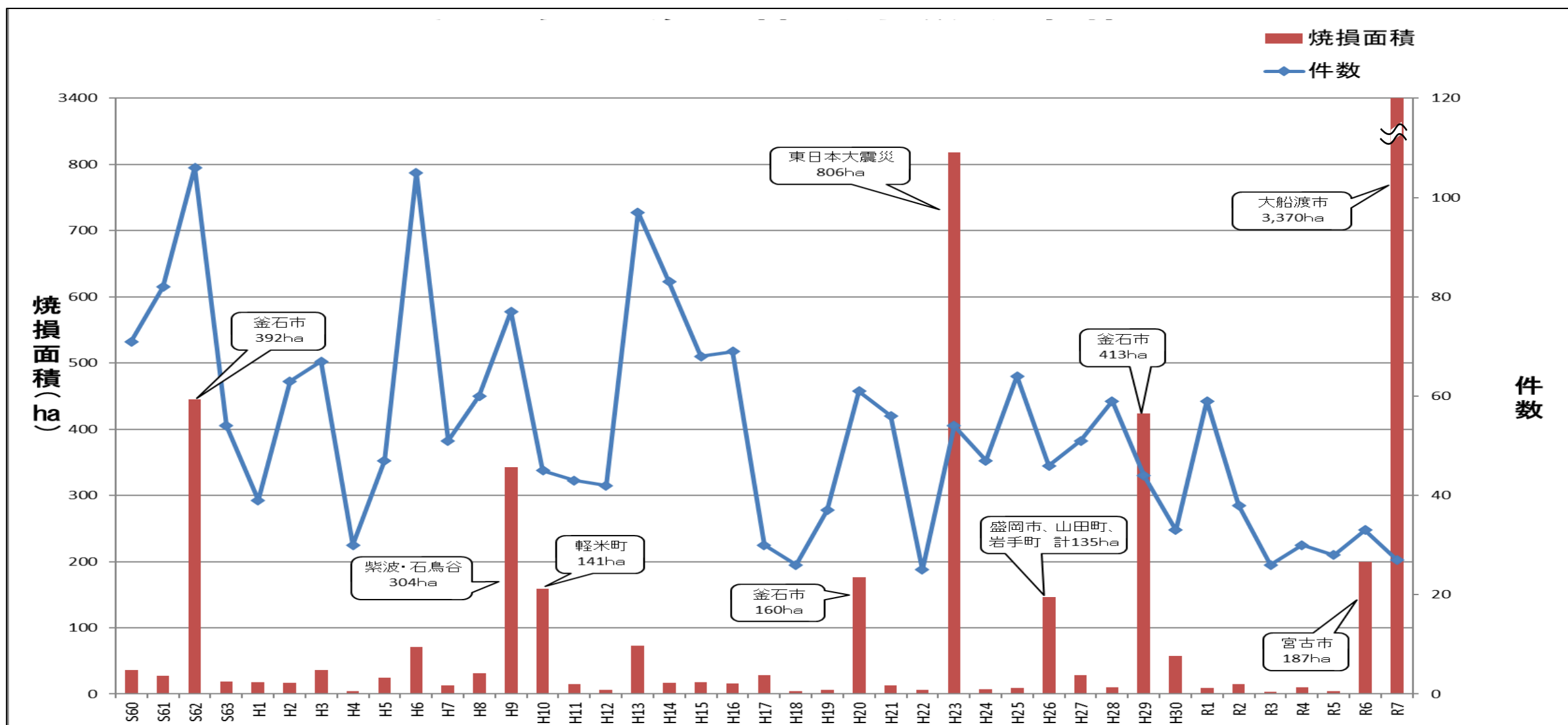


山火事防止対策について

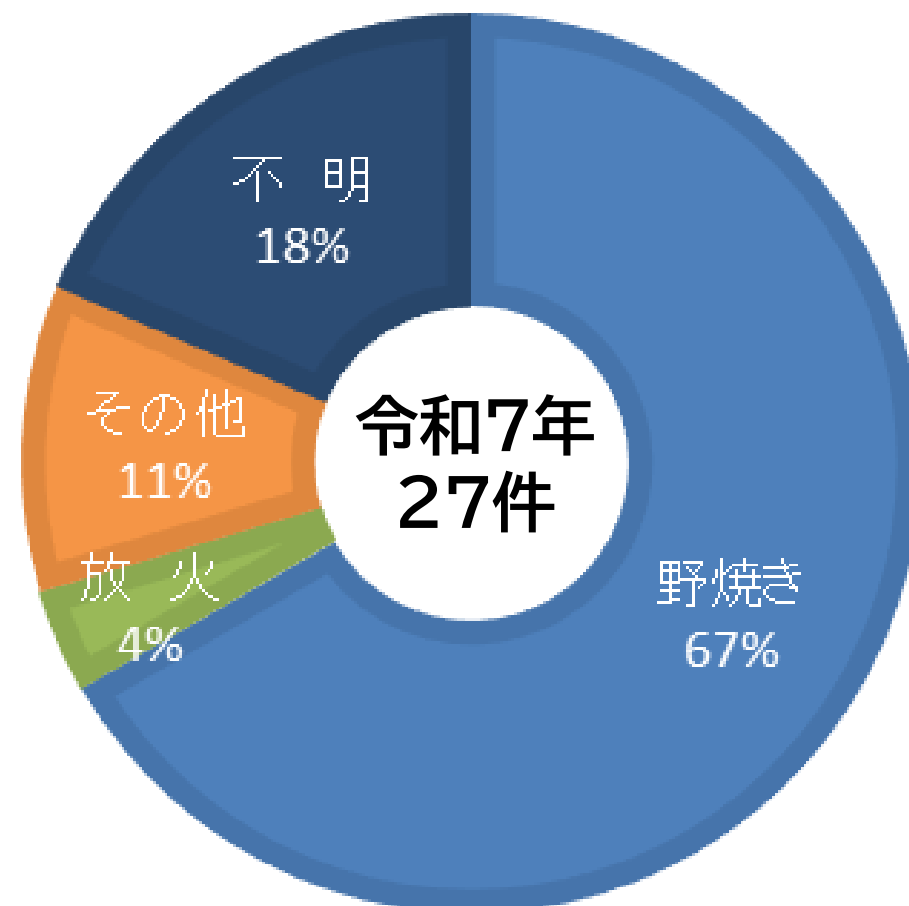
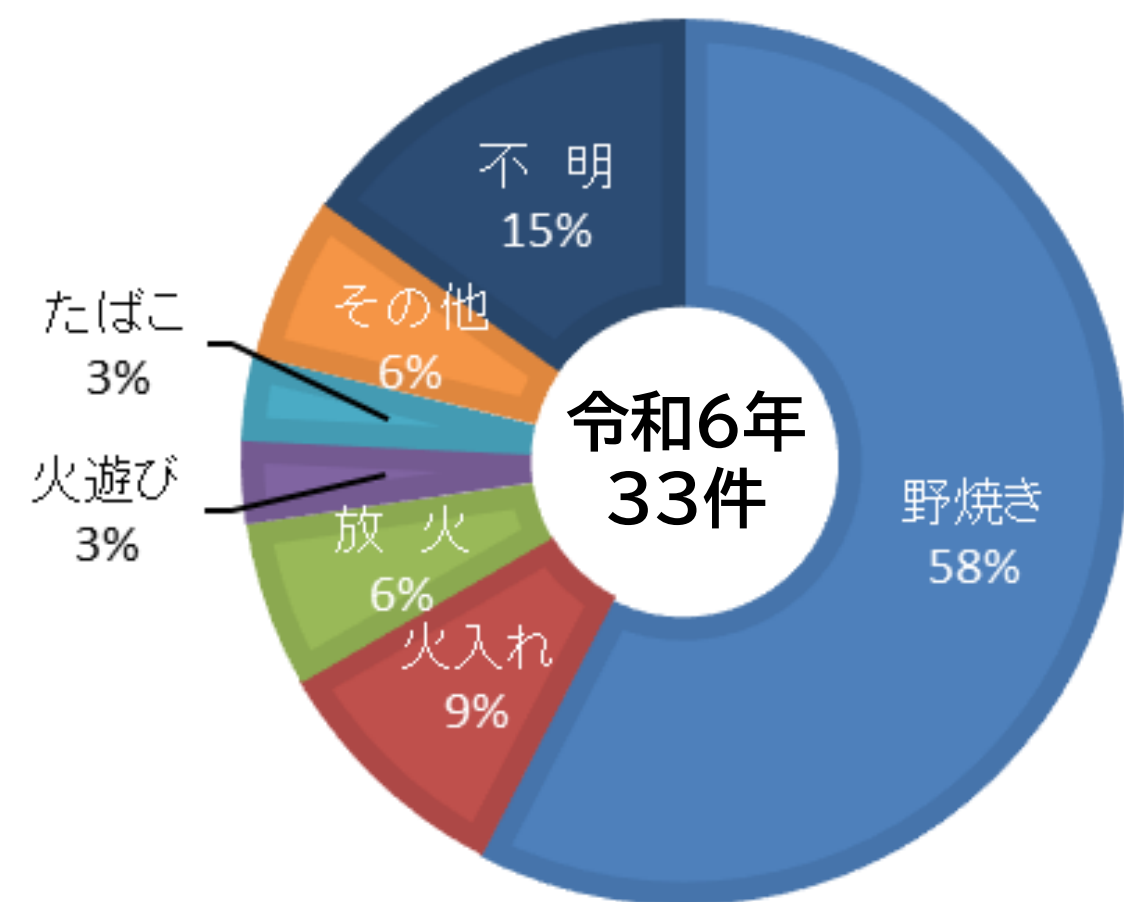
岩手県農林水産部森林整備課

1 昭和60年以降の林野火災発生状況



2 出火原因別の林野火災発生状況

林野火災は、約8割が人為的な原因で発生



3 山火事防止対策の推進機関

名称	岩手県山火事防止対策推進協議会
設置年月日	昭和61年1月25日
目的	岩手県山火事防止対策推進要綱に基づき、関係機関及び団体が協力して、山火事に対する県民の関心を喚起するとともに、予防体制を整えて山火事の発生を未然に防止し、もって森林資源の保護と自然環境の保全を図る。
構成員	会 長:農林水産部長 副会長:林務担当技監 構成員:東北森林管理局、盛岡地方気象台、 陸上自衛隊、県警、消防関係団体、 農協、林業関係団体、県関係課、 県現地機関等(約40団体)





4 令和8年岩手県山火事防止対策実施計画の概要

- 山火事防止運動統一標語(全国統一標語)
「山火事を 起こすも防ぐも 私たち」
- 山火事防止運動期間
令和8年2月26日から令和8年5月31日まで
※ 運動期間の始期を令和7年の大船渡市林野火災の発生日としたもの
- 重点事項
下記の事項について、県民一人ひとりに注意喚起

- 1 林野火災警報・林野火災注意報の発令時は、山林、原野等での火入れ※1、野焼き※2(たき火を含む)等をしないこと
- 2 火入れを行うときは、市町村長の許可を得ること
- 3 野焼き(たき火を含む)を行うときは、事前に消防署に届け出ること
- 4 火入れや野焼き等を行うときは、水や消火器等を準備し、終了後は完全に消火すること
- 5 たばこは指定された場所で喫煙し、吸い殻は必ず消すとともに、投げ捨てないこと
- 6 火遊びはしないこと

4 令和8年岩手県山火事防止対策実施計画の概要

■ 山火事防止対策の推進

普及啓発	・ 林内で作業する森林所有者や林業従事者、森林周辺の農地で作業する農業者、キャンパー・ハイカー等の入山者、地域住民及び小中学校の児童・生徒等を対象に、林野火災警報及び林野火災注意報制度の周知や山火事防止の啓発活動を実施 ・ 林野火災警報・林野火災注意報の発令時など火災の発生しやすい時期に、森林周辺の住宅地、田畑等のパトロールを重点的に実施するなど、火災の未然防止、早期発見に努める
地域活動	・ 各地区において地区協議会を開催し、具体的実施事項について協議 ・ 地域住民、森林所有者等による山火事予防組織の育成強化に努めるとともに、これらの組織が自主的に予防活動を行うよう支援
初期消火体制の整備	・ 移動式消火ポンプ等の消火資機材を配備し、関係機関、団体が常備 ・ 大規模またはそのおそれのある林野火災が発生し、現地において初期消火資機材が不足した場合には、速やかに支援できるよう、隣接する関係機関の連携に努める

【参考】山火事防止対策の取組

テレビ、ラジオ、SNSを活用した広報活動



郵便・宅配事業者と連携した普及啓発



コンビニエンスストア、商業施設への
チラシ配架・ポスター掲示

ポスター制作イメージ

小さなその火が森を消す……

令和6年岩手県の
林野火災の原因

野焼き・たき火	58%
火入れ	9%
放火(いざこ)	6%
火遊び	3%
その他	6%
不明	15%
文化火	3%

林野火災の約8割は
人為的な原因で発生

ふるさとの森林や生活を守るために、
一人一人の心がけで林野火災を未然に防ぎましょう。

- 1 林野火災警報・
林野火災注意報の発令時は
火入れ、野焼きを中止しよう！
- 2 火入れをするときは、
消防隊長の許可を
取ろう！
- 3 野焼き・たき火は、
事前に消防署に
届けよう！
- 4 水や消火器を準備して、
終了後は
徹底に消火しよう！
- 5 タバコの投げ捨ては
やめよう！
- 6 火遊びはしない、
させない！

※岩手県 農林水産部森林整備課

林野火災警報・
注意報について
岩手県公式
YouTube

林野火災警報・
注意報について
岩手県公式
YouTube

林野火災警報・
注意報について
岩手県公式
YouTube

林野火災警報・
注意報について
岩手県公式
YouTube



いわて
防災情報
ポータル



岩手県
林野火災
対策ページ



岩手県公式
YouTube

移動式消火ポンプ等の配備



岩手県県有林J-クレジットの取組について

【J-クレジット制度の概要と全国におけるクレジット認証の状況】

○省エネ・再エネ設備の導入や森林管理などによる温室効果ガス排出削減・吸収量をクレジットとして国が認証する制度

○令和7年3月末までに1,208万t-CO₂が認証され、うち森林経営活動は約140万t-CO₂

クレジットの創出者と購入者との間の自由取引（量も価格も自由）により、「市場メカニズム」の下、地球温暖化の資金を循環させ環境と経済の両立を目指す

1 森林経営活動によるクレジット創出のメリット

森林所有者は、間伐等の施業地（過去の施業地を含む）において、森林の巡視等により、CO₂吸収量をクレジット化し、企業等へ販売

・森林所有者

木材販売に加え、クレジットの販売収入が得られる⇒持続可能な森林経営に貢献

・購入者

クレジットをカーボン・オフセットに活用⇒環境への貢献



出典：R3.1 林野庁「2050カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略について」

2 県有林J-クレジット発行の取組

(1) 旧クレジット（H22～R5）

H22～28年度に5,594t-CO₂を発行（R5年度で完売）

(2) 現クレジット（R6～）

・R5年度

モニタリング調査等を開始

・R6年度

1/30に新たなクレジット1,574t-CO₂を発行

R5～12年度の8年間で約13,000t-CO₂を発行予定

・R7年度

クレジット販売が好調なため、追加クレジットの前倒し発行に向けた調査や確認審査を実施

・R8年度（予定）

8月頃にクレジットを追加発行（約1,600t-CO₂）



間伐を実施した森林（二戸市 釜沢事業区）

3 県有林J-クレジットの販売状況

(1) 販売実績

H22～28年度：5,594t-CO₂、89,769千円

R6年度（R7.1.30～3.31）：530t-CO₂、8,745千円

R7年度（R7.4.1～R8.1.31）：404t-CO₂、6,666千円

(2) 販売促進の取組

・地元金融機関による販売仲介

・購入者全員にカーボン・オフセット証明書を発行

・累計5回以上かつ100t-CO₂以上の購入者に感謝状を贈呈



県産アカマツの証明書



岩手県県有林J-クレジット感謝状贈呈式（令和8年1月16日）